

【派遣元事業所ごとの関係者に対する情報提供】

派遣元事業主は、事業所ごとの派遣労働者の数、派遣先数、マージン率等について、関係者に情報提供を行わなければなりません。

情報提供の方法は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うこととする（則第18条の2第1項）。なお、派遣元指針により、情報提供に当たっては、常時インターネットの利用により広く関係者、とりわけ派遣労働者に必要な情報を提供することを原則とすることとされているので留意すること。また、インターネットの利用にあたっては、自社のホームページのみならず、人材サービス総合サイトを積極的に活用することが望ましい。

なお、「その他の適切な方法」として、自社でホームページを有していない場合等については、人材サービス総合サイトの活用に加え、例えば、パンフレットの作成や事業所への書類の備付け等が考えられる。

情報提供すべき事項は、次の8項目となります。

- ① 派遣労働者の数
- ② 労働者派遣の役務の提供を受けた者（派遣先）の数
- ③ 労働者派遣に関する料金の額の平均額
- ④ 派遣労働者の賃金の額の平均額
- ⑤ 派遣料金額の平均額から派遣労働者の賃金額の平均額を控除した額を当該派遣料金額の平均額で除した割合（マージン率）

● マージン率

- ・ マージン率は、派遣元の事業所ごとに算出します。
- ・ 「平均額」とは、前事業年度における派遣労働者一人一日（8時間）当たりの派遣料金又は賃金の平均額を言います。この平均額は、派遣労働数を加味した加重平均により算出してください。（労働者派遣事業報告書（年度報告）における算出方法と同じです。）
- ・ マージン率は、事業所単位ごとに算出するのが基本ですが、当該事業所が労働者派遣事業を行う他の事業所と一体的な経営を行っている場合（例：地域の複数の事業所で共通経費の処理を行っており、事業所ごとに経費が按分されていない場合）には、その範囲内で算定しても差し支えありません。（マージン率に含めている教育訓練に要する経費、福利厚生費、社会保険料等の事項についても示す、派遣労働者が自社のいわゆるマージン率について理解しやすくすることが望ましい。）

- ⑥ 法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別
労使協定を締結している場合には、当該協定の対象となる派遣労働者の範囲及び当該協定の有効期間の終期
- ⑦ 派遣労働者のキャリア形成制度に関する事項
教育訓練に関する事項
- ⑧ その他労働者派遣事業の業務に際し、参考となる事項

<派遣労働者のキャリア形成制度に関する事項>

- 1 派遣元事業主には、希望者全員へのキャリアコンサルティングの実施及びキャリア形成に資する教育訓練に関する計画内容（その概要を含む）を示すことが求められます。
- 2 公表する内容としては、入職時の教育訓練や職能別訓練等の訓練種別、対象となる派遣労働者、賃金支給の有無、派遣労働者の費用負担の有無等の教育訓練実施計画で計画し、記載すべき事項と同様の事項を公表することが考えられますが、それ以外の事項についても公表すべき事項があれば積極的に公表することが望まれます。
- 3 派遣労働者が良質な派遣元事業主を選択できるように、教育訓練に関する事項等に係る情報として、キャリア形成支援制度の内容についての情報をインターネットの利用や、その他、適切な方法により提供することが許可要件（許可継続要件）になっている点に留意下さい。

当社による労働者派遣事業における情報について（お知らせ）

労働者派遣法第23条第5項（同法施行規則第18条の2）に基づき、当社の労働者派遣事業に関する以下の事項についてお知らせします。

令和〇〇年〇〇月〇〇日現在

① 派遣労働者の数

（人）

② 労働者派遣の役務の提供を受けた者の数

（事業所件数〇〇社）

③ 労働者派遣に関する料金の額の平均金額

〇〇,〇〇〇（円）

④ 派遣労働者の賃金の額の平均額

〇〇,〇〇〇（円）

⑤ マージン率等の情報公開

〇〇. 〇（％）

（マージン率に含めている教育訓練に要する経費、福利厚生費、社会保険料等の事項についても示す、派遣労働者が自社のいわゆるマージン率について理解しやすくすることが望ましい。）

⑥ 法第30条の4第1項の労使協定を締結しているかの有無

- ・ 協定対象派遣労働者の範囲（〇〇〇・・・・・・・・）
- ・ 協定の有効期間の終期（令和〇年〇月〇日）

⑦ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

- キャリア・コンサルティングの相談担当窓口
（担当 〇〇 〇〇）

- 教育訓練

（キャリアアップに資する内容）

前述の＜派遣労働者のキャリア形成制度に関する事項＞を参照。

⑧ その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項

- 積極的な情報公開
- 派遣労働者の福祉の増進

当社による労働者派遣事業における情報について(お知らせ)

労働者派遣法第23条第5項(同法施行規則第18条の2)に基づき、当社の労働者派遣事業に関する以下の事項についてお知らせします。

令和〇〇年〇〇月〇〇日現在

① 派遣労働者の数

派遣労働者 〇〇(人)

② 労働者派遣の役務の提供を受けた者の数

派遣先事業所 〇〇(社)

③ 労働者派遣に関する料金の平均額

全業種平均	派遣料金(1日8時間当たり)
	派遣労働者平均
	〇〇,〇〇〇円

④ 派遣労働者の賃金の額の平均金額

全業種平均	派遣労働者の賃金(1日8時間当たり)
	派遣労働者平均
	〇〇,〇〇〇円

⑤ マージン率等の情報公開

マージン率内訳		
マージン率	構成比率	
()%	()%	営業利益
	()%	諸経費(販売管理費、教育訓練、福利厚生費)
	()%	有給休暇会社負担引当分
	()%	社会保険料(事業主負担分)
	()%	派遣スタッフの給与(自己負担分社会保険料・税込)
	()%	その他

※(マージン率に含めている教育訓練に要する経費、福利厚生費、社会保険料等の事項についても示す、派遣労働者が自社のいわゆるマージン率について理解しやすくすることが望ましい。)

⑥ 法第30条の4第1項の労使協定

協定対象派遣労働者の範囲(〇〇〇.....)

協定の有効期間(令和〇年〇月〇日)

⑦ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

◎ キャリア・コンサルティング相談窓口担当者

○派遣先事業所と連絡調整する担当者・・・(営業・管理 担当 〇〇 〇〇)

◎ 教育訓練

派遣労働者全員対象で有給・無償で実施したキャリアアップに資する内容

訓練項目	訓練の内容等
1 入職時等基礎的訓練(入職時)	新規採用労働者・待機中の労働者対象
2 職能別訓練(入社2年目以降)	キャリア形成・スキルの積み重ね
3 職種転換訓練(入社2年目以降)	配置・異動のスキルアップ
4 階層別訓練(入社3年目以降)	リーダーシップ・コミュニケーション能力・マネジメントスキル
5その他の教育訓練(入社2年目以降)	他業種、他職種の技能・知識の習得

⑧ その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項

◎ 積極的な情報提供

○マージン率だけではなく事業所ごとの派遣労働者数、派遣先数、教育訓練等

◎ 派遣労働者の福祉の増進

○派遣労働者の希望や能力、経験、就業期間・時間・場所等、適性に応じた就業の機会及び教育訓練機会の確保等

○賃金、労働時間、安全衛生等の労働条件の向上、社会・労働保険の適用促進、福利厚生施設の充実